### 鷹栖町農業交流センター研修生募集要項

鷹栖町農業交流センター(以下「センター」という。)は平成30年4月に開設しました。 野菜(きゅうり、ジュース用原料トマトなど)の施設園芸部門の新規就農を目指した新 規参入者(町外からの本町就農を目指す方)や後継者などを対象に、第2期研修生の募集 を行います。

## 1 募集予定人数

研修生 3名(夫婦で研修を希望する場合は2名とカウントします)

### 2 申込資格

- ・鷹栖町で就農することを強く希望していること。
- ・申込者の年齢は平成31年4月1日時点で、45歳未満の方であること。(45歳以上の方については要相談)
- ・鷹栖町内に在住又はセンターに自力で通えること。
- ・独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと。
- ・他に常勤雇用の契約を締結していないこと。
- 生活保護など生活費支援を国・都道府県などから受給していないこと。
- ・就農までに鷹栖町内に住むこと。

# 3 募集期間

平成30年7月2日(月)から10月31日(水)まで (募集予定人数に達しない場合は募集期間の延長又は再募集あり)

#### 4 申込方法

- ①研修生申込書に必要事項を記入してください。
- ②申込書には、所定の箇所に必ず写真添付をお願いします。
- ③申込書は、本町のホームページからダウンロードができます。
- ④提出方法は、郵送、持参又はメール送信にてお願いします。メール送信の際は、写真が貼り付けてあるものを PDF などにして送信をお願いします。

#### 5 審查方法

鷹栖町新規就農者・農業後継者審査会による書類(申込書)審査及び面接となります。

- ・ 書類選考; 平成30年11月(合格者には、面接の案内を郵送いたします) ⇒申込書の記載内容を中心に審査
- ・面 接;同年12月、鷹柄町役場で予定しております。

⇒受験者からのプレゼンテーション方式(10分程度)

テーマ~なぜ鷹栖町で新規就農を目指すのか?

思い描いている農業は?

- ※申込書の内容をベースにプレゼンしていただきます。
- ※パソコンなどを活用したい方は事前にご連絡下さい。

### 6 合格発表

平成30年12月中に文書にて通知いたします。

#### 7 合格後の流れ

|1~2月|| 住む場所の確保

3 月 転入手続き、センター入所準備

4 月 センター入所式、国・町の補助制度の事務手続き

# 8 主な研修内容

センター専属の専門指導員が作成する研修メニューに基づく研修を行います。

- きゅうりの栽培技術研修
- 原料用トマト (オオカミの桃ジュース用の原料トマト) の栽培技術研修
- ・施設園芸における新技術導入ハウスの作物データ管理研修 (自動環境測定器、ハウスサイド自動巻上機、養液栽培システムなど導入予定。)
- 新規作物の試験、調査研究の研修
- 土壌 分析研修
- •月1回程度の座学研修(指導者;専門指導員、農業関係機関の職員など)
- 他団体が主催する外部研修への参加
- センターが保有する農業機械などの整備作業研修
- ・センター周辺の管理研修(草刈り・除雪作業など)
- その他専門指導員などが支持する研修(随時)

※研修メニューについては、変更する場合もあります。

#### 9 研修の流れ

年数	研修開始時期	主 な 研 修 内 容
1年目	平成31年4月から	センターでの施設園芸を中心とした研修
2年目	平成 32 年2月頃から	受入農家の作物での実践的な研修

### 10 研修生への主な支援

- ①農業次世代人材投資事業(国庫事業)
  - 一人当たり年間 150 万円を2年間給付
    - ※一定の要件があります。
- ②町の単独補助事業(新規就農者確保対策事業)
  - ・家賃助成~町内の賃貸住宅に入居する場合、家賃の 1/2 で上限 2 万円/月
  - ・資格取得~大型免許、けん引などの取得費用に係る経費の 1/2 以内の助成

## 【お問合せ先】

鷹栖町役場 産業振興課 農業振興係

◆住 所 ; **〒**071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

◆電 話 ; 0166-87-2111 (内線 253・258)

◆ファックス ; 0166-87-2850

◆ホームページ; https://www.town.takasu.hokkaido.jp

◆アドレス ; sangyou2@town.takasu.lg.jp